

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

第1章 統合機動防衛力の構築に向けて

防衛大綱においては、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した統合機動防衛力を構築することとされている。防衛大綱および中期防衛力整備計画で示された各種施策などの進捗状況を適切に管理しつつ、統合機動防衛力の構築を積極的に推進することが必要である。

防衛省・自衛隊は、平素からの情報収集および警戒監視、グレーゾーンの事態や各種事態が連続的または同時並行的に発生する複合事態にシームレスかつ機動的に対応できるよう、防衛力整備を含めた統合機動防衛力の構築に向けて取り組んでいる。

防衛省においては、13（平成25）年12月の防衛大臣指示に基づき、防衛副大臣を委員長とする「統合機動防衛力構築委員会」を設置し、検討を行っている。

「統合機動防衛力構築委員会」は、防衛大臣の指

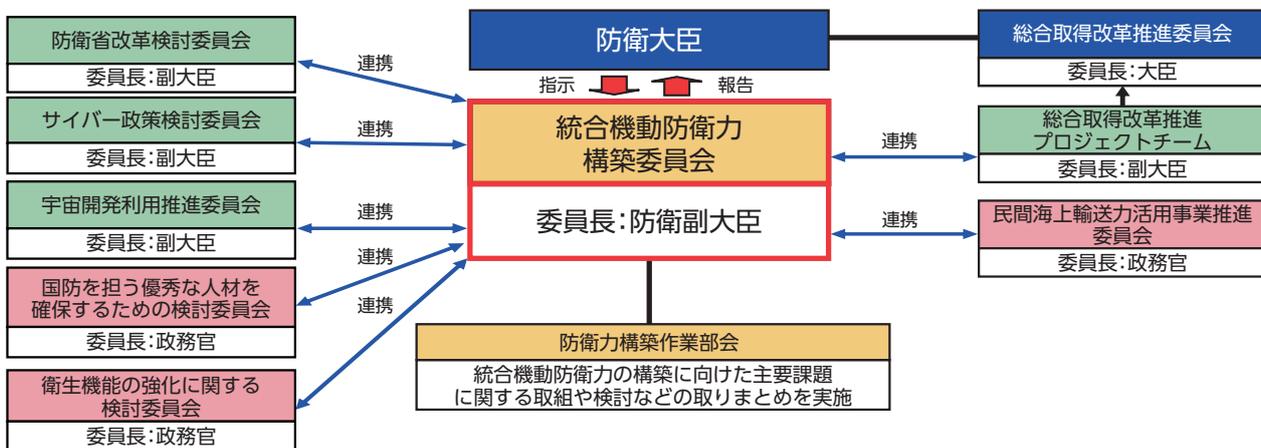
示のもと、防衛大綱および中期防で示された各種施策などの進捗状況を評価・検証しつつ、統合機動防衛力の構築を積極的に推進するため、所要の取組を行っている。また、防衛省内に設置された既存の「サイバー政策検討委員会」、「総合取得改革推進委員会」、「防衛省改革検討委員会」などの各種枠組みと密接に連携して行うこととしている。

参照 図表Ⅲ-1-1-1（委員会の構成）



「統合機動防衛力構築委員会」を主催する左藤防衛副大臣

図表Ⅲ-1-1-1 委員会の構成

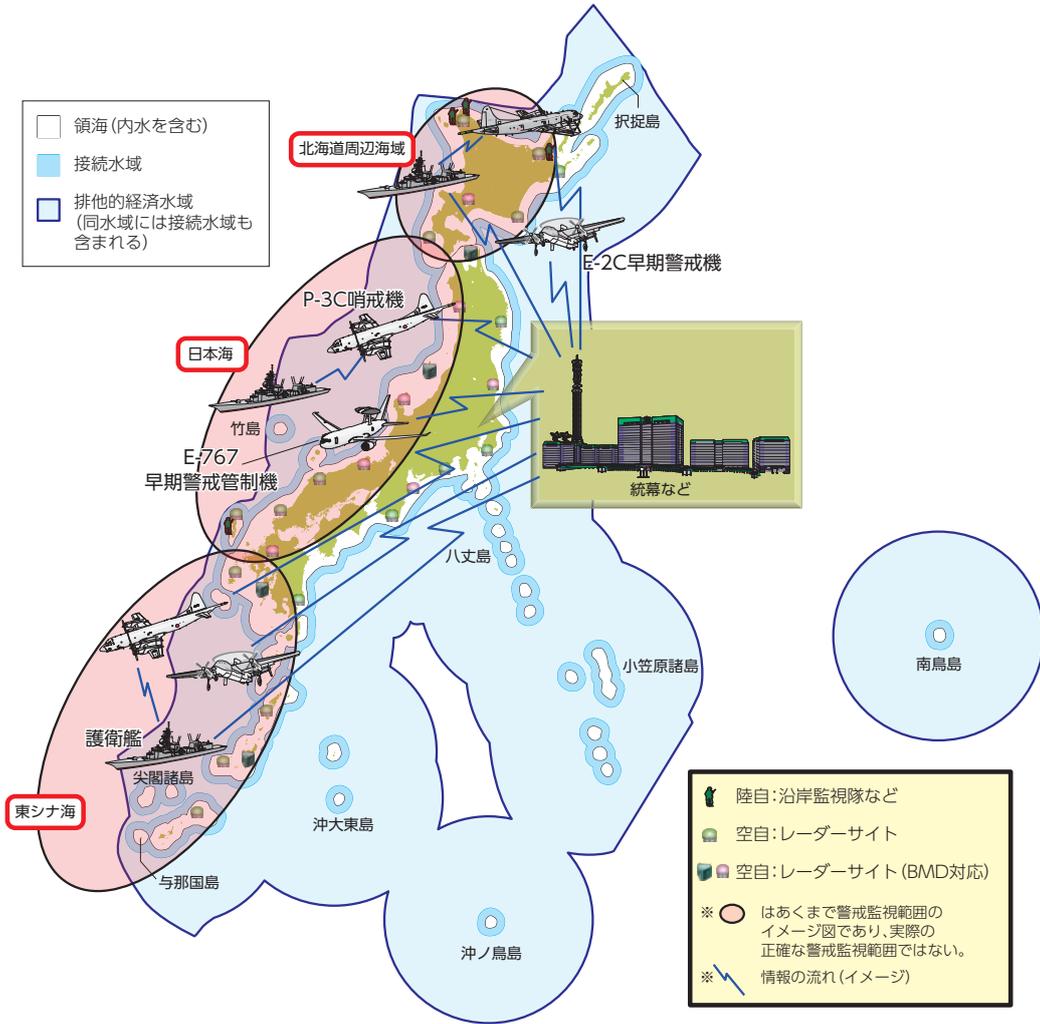


第1節 実効的な抑止および対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する必要がある。このため、わが国周辺を広域にわたり、常時継

続的に監視することで、情報優越¹を確保するとともに、各種事態が発生した場合には、適切な時期および海空域で海上優勢²および航空優勢³を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが重要である。

図表Ⅲ-1-1-2 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



任務に従事する沿岸監視隊員



尖閣諸島周辺を警戒監視するP-3C



E-767 早期警戒管制機

1 情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること
 2 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
 3 我が航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

1 周辺海空域における安全確保

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位の排他的経済水域（EEZ）を有するなど広大な海域に囲まれており、自衛隊は、平素から領海・領空とその周辺の海空域において常時継続的な情報収集および警戒監視を行っている。

1 周辺海空域における警戒監視

(1) 基本的考え方

各種事態に際し、自衛隊が迅速かつシームレスに対応するため、自衛隊は、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を行っている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素からP-3C哨戒機などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。空自は、全国28か所のレーダーサイトとE-2C早期警戒機、E-767早期警戒管制機などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で監視している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが24時間態勢で警戒監視を行っている。さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視を行い、わが国周辺における事態に即応できる態勢を維持している。

参照 図表Ⅲ-1-1-2(わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ)

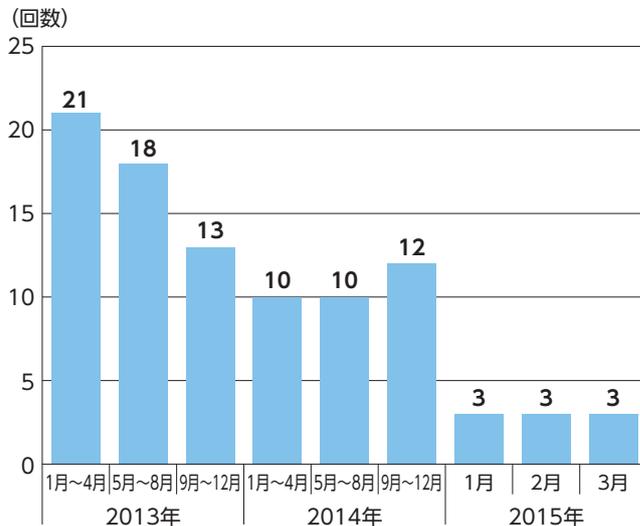
なお、14（平成26）年には、南西諸島の通過をとまなう中国海軍艦艇の活動が合計7回、沖縄南方海域での活動が1回確認されており、今後も活動領域をより一層拡大するとともに、活動の活発化をさらに進めていくものと見られる。

また、12（同24）年9月のわが国政府による尖閣諸島の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺のわが国領海へ断続的に侵入するなど、近年、わが国周辺海域においても、中国の海軍艦艇や公船などの活動が急速に拡大・活発化している。

防衛省・自衛隊は、このような情勢を受け、海上保安庁と平素から現場を含めて警戒監視活動により得られた情報を共有するなど、関係省庁との連携の強化を図っている。

参照 図表Ⅲ-1-1-3（中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数）

図表Ⅲ-1-1-3 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数



2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に空自が対処する。

参照 資料11（自衛隊の主な行動）、資料12（自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーやE-767早期警戒管制機、E-2C早期警戒機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状態を確認し、必要に応じてその行動を監視している。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを行う。

12（同24）年12月13日には、中国国家海洋局

所属固定翼機 (Y-12) が尖閣諸島魚釣島付近において領空を侵犯した。また、13 (同25) 年8月22日には、ロシア空軍のTU-95爆撃機が福岡県沖ノ島付近において領空を侵犯し、同年9月9日には、国籍不明の無人機 (推定) が東シナ海を飛行する事案が生じた。これらの事案に対し、空自は戦闘機を緊急発進させて対応した。

平成26年度の空自機による緊急発進 (スクランブル) 回数は、前年度と比べて133回の大幅な増加となる943回であり⁴、昭和33年に航空自衛隊が対領空侵犯措置を開始して以来、過去2番目に多い回数となった。

- 参照 図表Ⅲ-1-1-4 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳)
- 参照 図表Ⅲ-1-1-5 (緊急発進の対象となった中国機の飛行パターン例)
- 参照 図表Ⅲ-1-1-6 (緊急発進の対象となったロシア機の飛行パターン例)



緊急発進するF-15戦闘機

なお、同年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施しており、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法および自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施することとしている。

- 参照 図表Ⅲ-1-1-7 (わが国および周辺国の防空識別区 (ADIZ))
- 参照 I部1章3節 (中国)
- 参照 資料11 (自衛隊の主な行動)、資料12 (自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定)

3 領海および内水内潜没潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

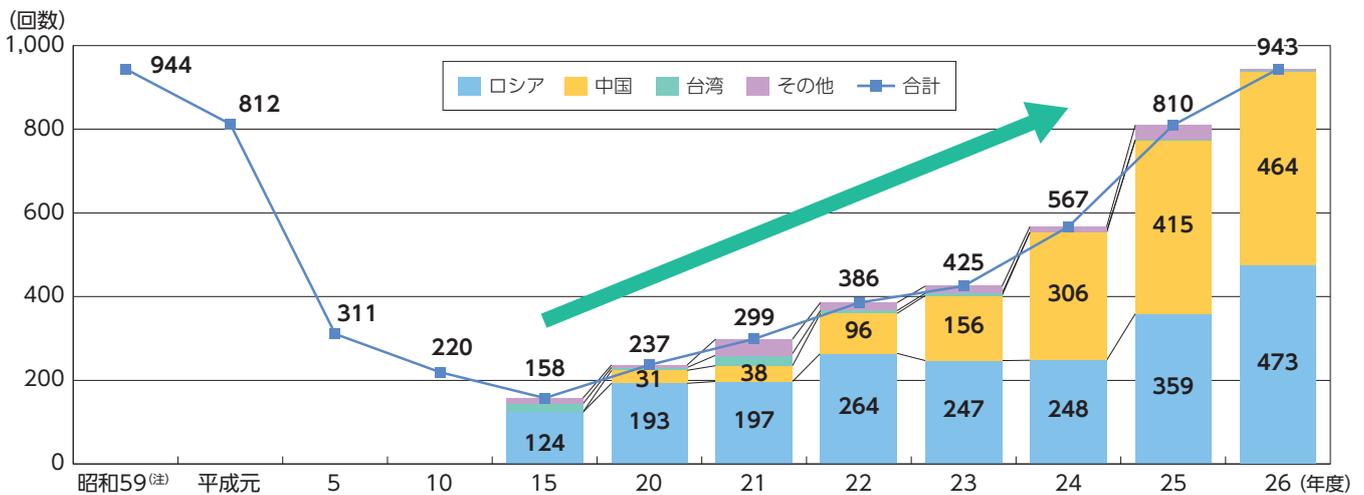
わが国の領水⁵内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、速やかに海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を揚げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

- 参照 資料11 (自衛隊の主な行動)、資料12 (自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定)

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力お

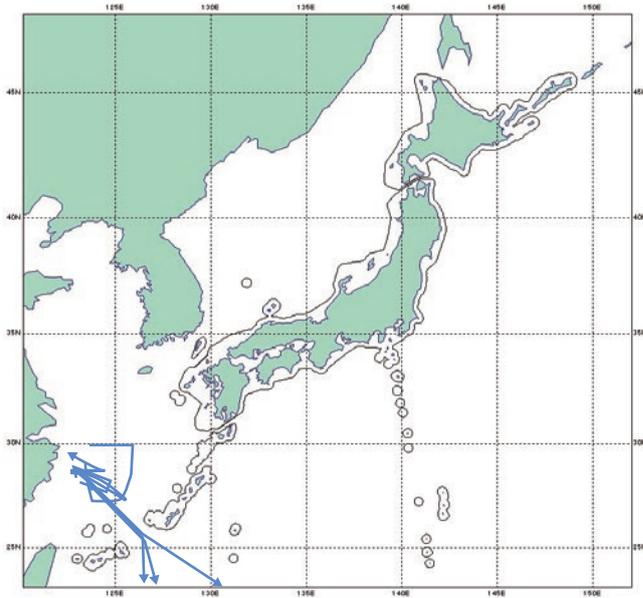
図表Ⅲ-1-1-4 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



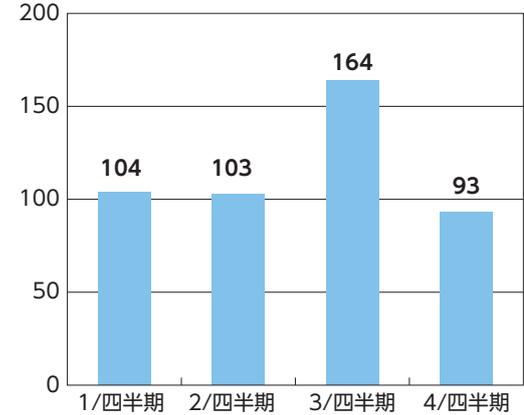
(注) 冷戦期のピーク

4 緊急発進 (スクランブル) 回数の対象別の割合 (推定含む。) はロシア約50%、中国約49%、その他約1%
 5 領海および内水

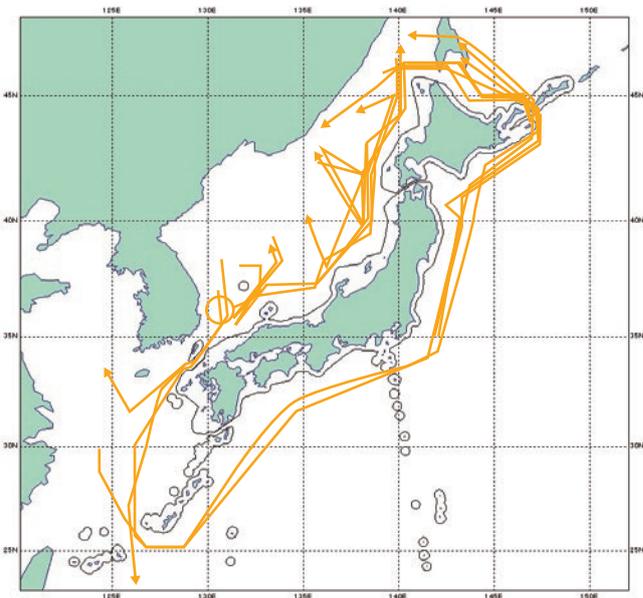
図表Ⅲ-1-1-5 緊急発進の対象となった中国機の飛行パターン例



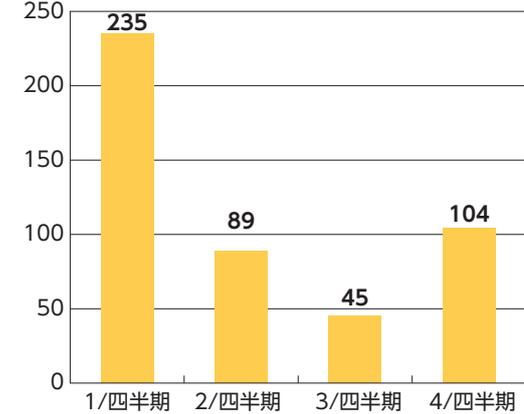
(回数) 四半期毎の緊急発進回数の推移(26年度)



図表Ⅲ-1-1-6 緊急発進の対象となったロシア機の飛行パターン例



(回数) 四半期毎の緊急発進回数の推移(26年度)



よび浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。04(同16)年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇および航空機により潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、13(同25)年5月および14(同26)年3月には、領海への侵入はなかったものの、接続水域内を航行する潜没潜水艦を海自P-3C哨戒機が確認した。国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわ

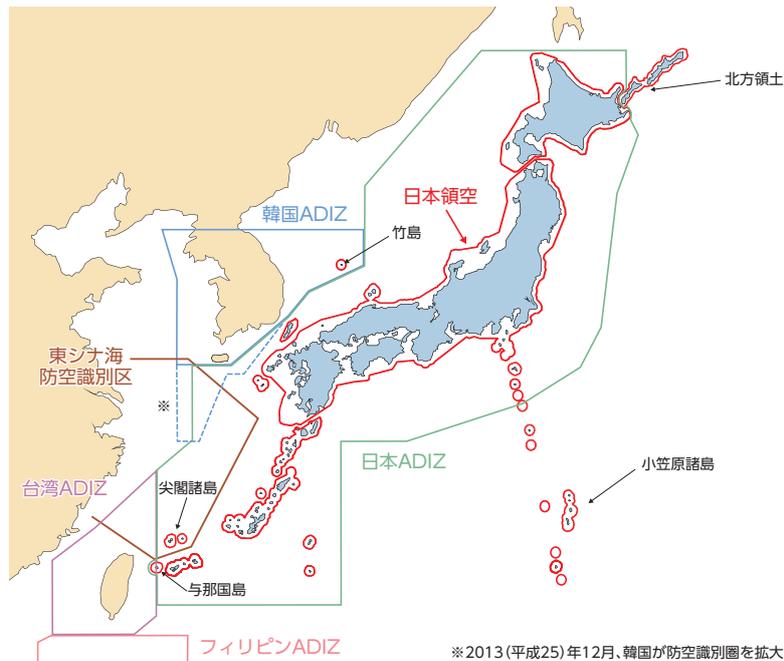
けではないが、このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船(不審船)には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、迅速に海上警備行動を発令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

図表Ⅲ-1-1-7 わが国および周辺国の防空識別圏 (ADIZ)



参照 資料11 (自衛隊の主な行動)、資料12 (自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定)

防衛省・自衛隊は99 (同11) 年の能登半島沖での不審船事案や01 (同13) 年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、関係省庁との連携を強化し、政府として万全を期すべく必要な措置を講じている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、①ミサイル艇の配備、②「特別警備隊」⁶

の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品 (平頭弾)⁷の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを行っている。

また、防衛省と海上保安庁は、定期的に共同訓練などを行っている。海自は、99 (同11) 年防衛庁 (当時) と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っている。

2 島嶼部に対する攻撃への対応

1 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知することが重要である。事前に兆候を得た場合には、敵に先んじて攻撃が予想される地域に、陸・海・空自が一体となった統合運用により、部隊を機動的に展開・集中し、敵の侵

攻を阻止・排除する。事前に兆候が得られず万一島嶼を占領された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行う。

島嶼防衛において特に重要なのは、海上優勢・航空優勢の獲得・維持である。

また、弾道ミサイル、巡航ミサイルなどによる攻撃に的確に対応する。

参照 資料11 (自衛隊の主な行動)、資料12 (自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定)

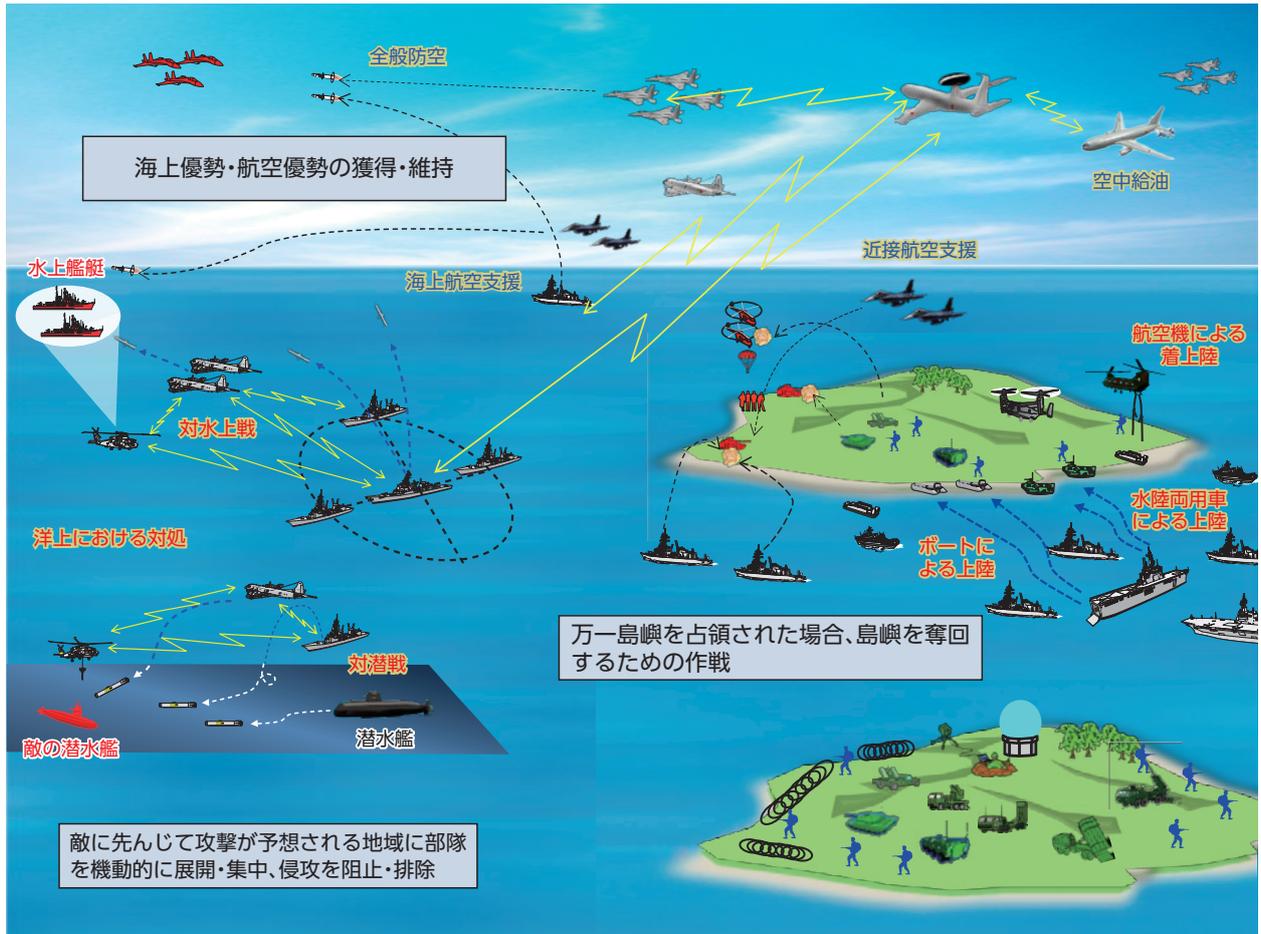
参照 図表Ⅲ-1-1-8 (島嶼防衛のイメージ図)⁸

⁶ 01 (平成13) 年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

⁷ 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

⁸ 平成27年度は、島嶼部に対する攻撃への対応における迅速な展開・対処能力の向上のための装備品として、オスプレイ (V-22) や水陸両用車 (AAV7) を取得することとしている。

図表Ⅲ-1-1-8 島嶼防衛のイメージ図



2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域には、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部が多く存在するため、陸自は与那国島に沿岸監視部隊を新編し、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を配置するとともに、本格的な水陸両用作戦機能を備えた「水陸機動団（仮称）」を新編する。また、海自は、固定翼哨戒機（P-1）などを取得する。空自は、那覇基地に戦闘機2個飛行隊を配置するとともに、第9航空団を新編する。これらにより、常時継続的な情報収

集・警戒監視態勢や事態発生時に迅速な対処が可能な体制を整備することとしている。

さらに、部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修、多機能艦艇の在り方を検討するための海外調査やオスプレイ（V-22）の導入により、機動展開能力の向上を図っていく。

特にオスプレイ（V-22）の運用に際しては、防衛省はその配備先として、統合運用における関連部隊の位置関係や滑走路長、地元への負担を軽減できる地理的環境などから、佐賀空港を最適の飛



オスプレイ
（写真は米海兵隊が使用しているMV-22）【米国政府】



アイアン・フィスト15において上陸を行う陸自隊員



「しもきた」に進入するLCAC

行場と判断したところであり、米海兵隊の訓練移転などとあわせて、丁寧な地元説明を行い、理解を得たいと考えている⁹。

このほか、統合運用能力向上や米軍との相互連携要領の確立のための訓練などにも取り組んでいる。陸自は、06（平成18）年から実施している米国における海兵隊との実動訓練（アイアン・フィスト）を15（同27）年1月から3月にかけてカリ

フォルニアで行い、水陸両用作戦機能の強化に努めている。また、同年8月には、従来から米西海岸で実施されている米軍の統合訓練ドーン・ブリッツに陸・海・空自が参加し、海外における日米共同統合訓練（ドーン・ブリッツ15）として、米軍との連携および島嶼侵攻対処にかかる一連の作戦行動の演習を行う予定である。

解説

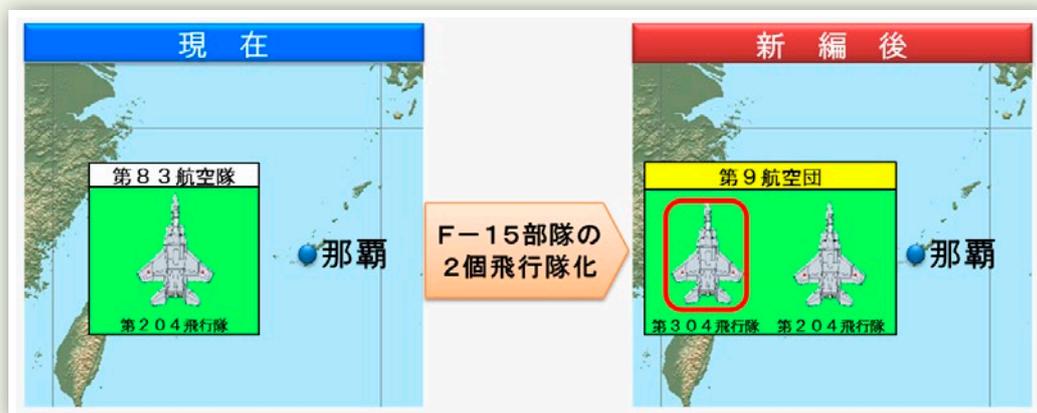
南西地域の防空態勢の充実 ～新たな航空団の編成～

近年、わが国周辺の海空域における周辺国の活動は拡大・活発化している。特に中国は東シナ海において、わが国領海への断続的な侵入や領空の侵犯などを行うとともに、独自の主張に基づく「東シナ海防空識別区」の設定といった公海上空の飛行の自由を妨げるような動きを含む、不測の事態を招きかねない危険な行為を引き起こしている。

現在、南西航空混成団における対領空侵犯措置は、第83航空隊（那覇基地）に所属する第204飛行隊が1個飛行隊のみで実施しているが、緊急発進回数が増加の一途をたどっていることに加え、担当する空域もきわめて広大である。

このような状況を踏まえ、南西地域における防空態勢を充実させるため、航空自衛隊は、平成27年度に第8航空団（築城基地）の第304飛行隊を那覇基地に移動させるとともに、第83航空隊を廃止し、64（昭和39）年の第8航空団新編以来、約50年ぶりに「第9航空団」を新編することとした。

第9航空団の新編により、南西地域における防空態勢をさらに充実させ、各種事態における実効的な抑止および対処を実現するための前提となる航空優勢の獲得・維持を図ることが可能となる。



第83航空隊の廃止と第9航空団の新編

⁹ 佐賀空港においては、平成31年度を目処に佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイとあわせて約70機の航空機を配備することを想定している。

3 弾道ミサイル攻撃などへの対応

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16年度から弾道ミサイル防衛(BMD)システムの整備を開始した。05(平成17)年には、自衛隊法の所要の改正を行い、同年、安全保障会議と閣議において、弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。現在までに、イージス艦¹⁰への弾道ミサイル対処能力の付与やペトリオット(PAC-3)¹¹の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制の整備を着実に進めている。

参照 資料50(わが国のBMD整備への取組の変遷)

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下

層での迎撃を、自動警戒管制システム(JADGE)^{Japan Aerospace Defense Ground Environment}により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなど¹²が飛来した場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されていないときには、①迅速かつ適切な対処を行うこと、②文民統制を確保することを十分考慮し、防衛大臣は、弾道ミサイルなどを破壊する措置をとることを命ずることができる。

弾道ミサイルなどへの対処に当たっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。また、弾道ミサイルの弾着などによる被害については、陸自が中心となって対処する。

参照 図表Ⅲ-1-1-9(BMD整備構想・運用構想(イメージ図))

(2) 防衛省・自衛隊の対応

09(同21)年3月、国際海事機関(IMO)^{International Maritime Organization}から、北朝鮮当局からの「試験通信衛星」打上げの事前通報があった旨の連絡を受け、防衛省・自衛隊は、BMD統合任務部隊を組織し、早期警戒(SEW)^{Shared Early Warning}情報¹³や自衛隊の各種レーダーにより得た発射情報を官邸などへ伝達¹⁴するとともに、被害の有無を確認するための情報収集を実施した。

12(同24)年3月には、IMOから、北朝鮮当局からの「地球観測衛星」打上げの事前通報があった旨の連絡を受け、防衛省・自衛隊はSM-3搭載イージス艦を日本海および東シナ海に、ペトリオットPAC-3部隊を沖縄県や首都圏にそれぞれ展開させるとともに、万一の落下に備え、陸自部隊を南西諸島に派遣した。



PAC-3発射試験

10 II部2章2節脚注5参照

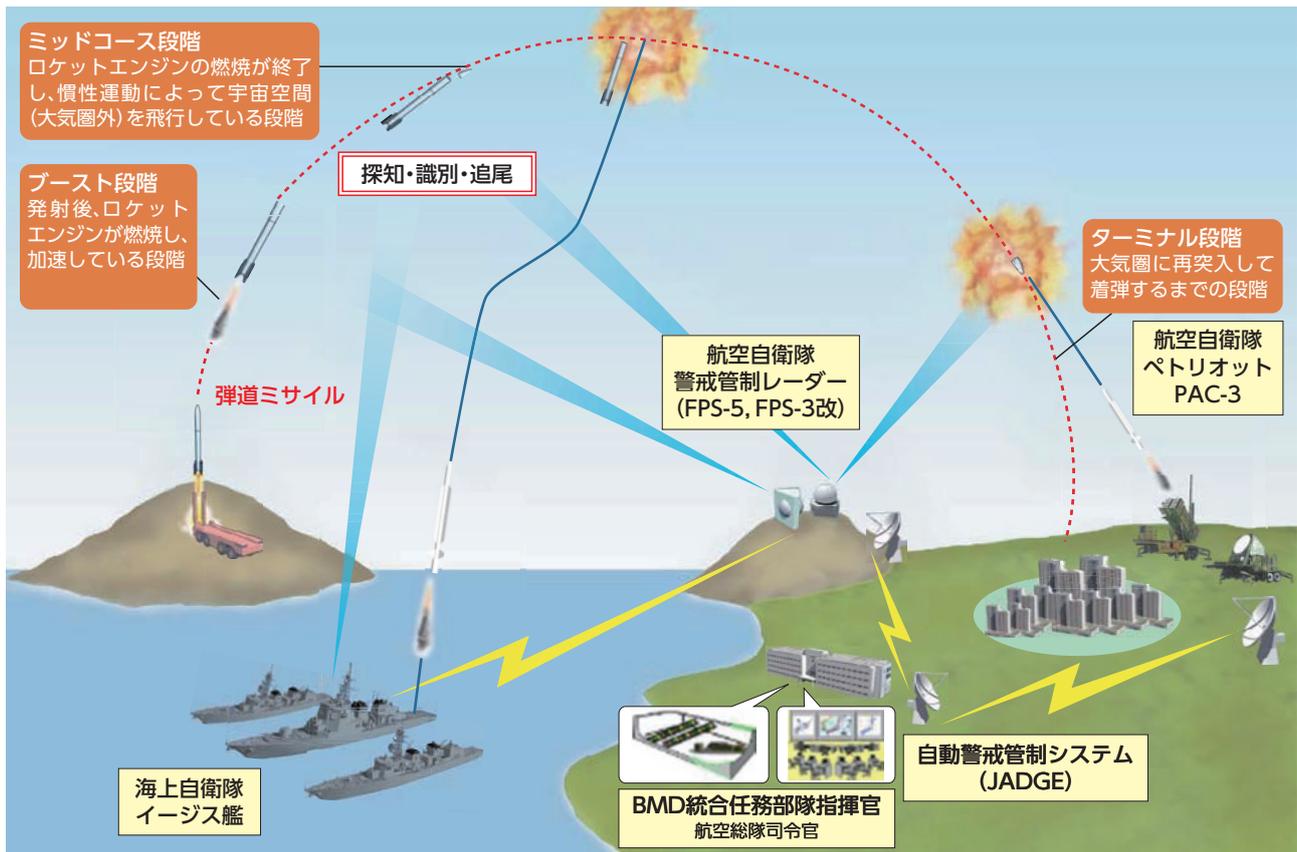
11 ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

12 弾道ミサイルその他その落下により、人命または財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

13 わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報(96(平成8)年4月から受領開始)

14 実際の発射の前日には、防衛省・自衛隊の情報伝達の不手際により、発射に関する誤報事案が生じた。実際の発射に際しては、情報収集や伝達を適切に行った。

図表Ⅲ-1-1-9 BMD整備構想・運用構想(イメージ図)



また、同年12月には、北朝鮮の「人工衛星」打ち上げの発表を受け、防衛省・自衛隊は、SM-3搭載イージス艦を展開するなどして、その対応に万全を期した。

13(同25)年の前半には、北朝鮮はミサイル発射の示唆を含む様々な挑発的な行動を繰り返し行うとともに、14(同26)年3月3日、26日、6月29日、7月9日、13日、26日および15(同27)年3月2日に、弾道ミサイル発射を行った。このような情勢を受け、防衛省・自衛隊は、いかなる事態においても国民の生命・財産を守るべく、必要な対応に万全の態勢をとった。

参照▶ I部1章2節1項(北朝鮮)

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、BMD運用情報および関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

参照▶ II部3章3節2(日米間の政策協議)

また、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒(SEW)情報を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー(TPY-2レーダー)やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。なお、訓練などによる日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行われており、15(同27)年2月には、前年に引き続き日米艦艇をネットワークで接続して、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行い、戦術技量の向上と連携の強化を図った。

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して

緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている。具体的には、06（同18）年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が配備され、BMD能力搭載イージス艦が、わが国およびその周辺に前方展開している。また、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3を、07（同19）年10月には青森県に統合戦術地上ステーション（JTAGS）¹⁵を配備した。
Joint Tactical Ground Station
 さらに、14（同26）年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。

（2）日米BMD技術協力など

平成11年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05（同17）年12月の安全保障会議および閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。同共同開発は、防護範囲を拡大

し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06（同18）年6月から開始しており、17（同29）年頃の完了を目標としている。

これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（同16）年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと¹⁶、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11（同23）年6月21日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表においてその旨を発表した。

なお、14（同26）年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

参照 Ⅱ部2章4節（防衛装備移転三原則）
 資料17（防衛装備移転三原則）

4 海洋安全保障の確保に向けた取組

1 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略においては、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を發揮し、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処などの必要な措置を取り、海上交通の安全を確保することや、海洋安全保障に係る二国間・多国間の共同訓練などに取り組むこととしているほか、わが国のシーレーン沿岸国などの海上保安能力の向上を支援することとしている。

また、13（平成25）年4月、閣議決定された新たな海洋基本計画¹⁷では、海洋の安全の確保については、広域的な常時監視体制の強化や、艦船、航空機などの計画的な整備、自衛隊と海上保安庁との連携体制の強化、沿岸、離島の治安・安全確

保のための連携体制の構築などに取り組むこととしている。

さらに、海洋基本計画では、海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、国際的な連携の確保および国際協力の推進として、多国間および二国間の海洋協議などの場を活用して国際的なルールやコンセンサス作りに貢献することとされている。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充

15 米国の弾道ミサイル情報処理システムの一つ

16 わが国の安全保障や国際の平和および安定に資する場合であって、かつ当該第三国がSM-3ブロックⅡAのさらなる移転を防ぐための十分な政策を有しているとき

17 海洋をめぐる情勢の変化を踏まえ、①国際協調と国際社会の貢献、②海洋の開発・利用による富と繁栄、③「海に守られた国」から「海を守る国へ」、④未踏のフロンティアへの挑戦といった海洋立国日本の目指すべき姿を明記し、重点的に推進する取組を定めている。

実などの各種取組を推進している。

海自は、西太平洋海軍シンポジウム (WPNS)
Western Pacific Naval Symposium
の枠組みのもとで、14 (同26) 年4月の第14回
本会合 (青島) で採択された「洋上で不慮の遭遇
をした場合の行動基準」(CUES)¹⁸の策定に積極
的に参画・協力するなどの取組を行っている。
Code for Unplanned Encounters at Sea

同年10月7日には、第6回日・ASEAN諸国防
衛当局次官級会合を防衛省主催で開催し、不測事

態に備えたホットライン設置の検討や海自による
能力構築支援の推進など、各分野の協力を一層強
化していくこととしている。

また、中国との間では、不測の事態の発生回避・防止のため、海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた防衛当局間の協議を行っている。

参照 Ⅲ部3章1節4項4 (日中防衛交流・協力)

参照 Ⅲ部3章2節1項 (海洋安全保障の確保)

5 宇宙空間における対応

1 政府全体としての取組

12 (平成24) 年7月に内閣府に設置された宇宙戦略室が、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている。15 (同27) 年1月には、宇宙政策を巡る環境変化を踏まえ、13 (同25) 年に閣議決定された「国家安全保障戦略」に示された新たな安全保障政策を十分に反映するとともに、産業界における投資の「予見可能性」を高め、産業基盤を強化するため、今後20年程度を見据えた10年間の長期整備計画として、「宇宙基本計画」が、内閣に設置されている宇宙開発戦略本部で決定された。これは、①宇宙安全保障の確保、②民生分野における宇宙利用の推進、③宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化をわが国の宇宙政策の目標としている。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊が今後とも多様な任務を効果的かつ効率的に遂行していくためには、宇宙空間の利用が極めて重要であり、①地球上のあらゆる地域へのアクセスが可能な人工衛星の特性を活かし

た宇宙空間の利用の推進、②我が国に対する弾道ミサイル等の飛来などの各種事態に対処するための宇宙空間の利用、③宇宙空間の安定的な利用の確保の3つの観点から、人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力の強化の取組、宇宙空間の安定的な利用のための取組を実施している。

12 (同24) 年の独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 法の改正、13 (同25) 年の国家安全保障戦略や防衛計画の大綱などの閣議決定など、宇宙政策をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、宇宙開発利用に関する各種施策を計画的かつ現実的に推進していく観点から、8 (同20) 年の宇宙基本法成立時に決定した防衛省の「宇宙開発利用に関する基本方針」を14 (同26) 年8月に改訂した。宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15 (同27) 年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、「宇宙協力ワーキンググループ」(SCWG) を設立した。本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

6 サイバー空間における対応

1 政府全体としての取組など

情報通信技術は、その急速な発展と普及にともない、現在では社会経済活動における基盤として

必要不可欠なものとなっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場合、国民生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性がある。これは防衛省・自衛隊でも同じであ

18 西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) 参加国の海軍艦艇および海軍航空機が、洋上において予期せず遭遇した場合における安全のための手順、通信方法などを定めるもの (法的拘束力を有さず、国際航空規則や国際条約などに優越しない。)

り、仮にサイバー攻撃により自衛隊の重要なシステムの機能が停止した場合、わが国の防衛の根幹に関わる問題が発生する可能性がある。日本の政府機関を標的にした平成25年度のサイバー攻撃は約508万件に上り、約108万件だった前年度に比べ5倍に急増している¹⁹。

こうした問題に対処するため、14(平成26)年11月には、第187回国会(臨時会)において、「サイバーセキュリティ基本法」が成立した。この法律は、情報通信技術の進展にともなって世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、わが国のサイバーセキュリティの施策の基本理念や国および地方公共団体の責務などを明らかにし、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的としている。

サイバーセキュリティ基本法に基づき、15(同27)年1月、わが国の司令塔となる「サイバーセキュリティ戦略本部」が内閣に設置されると同時に、サイバーセキュリティ戦略本部の事務を担う「内閣サイバーセキュリティセンター」(NISC)²⁰
National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurityが内閣官房に設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラ等における重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担っている。官民による様々な取組が進められており、防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省、外務省と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供を行うなど防衛省・自衛隊が持つ知識・技能を提供することで寄与している。11(同23)年に発覚した防衛関連企業に対するサイバー攻撃事案などを受け、府省庁の壁を越えて連携し機動的な支援を行うため、12(同24)年6月には、NISCに情報セキュリ

ティ緊急支援チーム(CYMAT)
Cyber Incident Mobile Assistance Teamが設置された。防衛省はこのCYMATに対しても、要員を派遣している。

2 防衛省・自衛隊の対応

サイバー攻撃への対処にあたり、自衛隊では、「自衛隊指揮通信システム隊」が24時間態勢で通信ネットワークを監視している。また、情報通信システムの安全性向上を図るための侵入防止システムなどの導入、サイバー防護分析装置などの防護システムの整備のほか、サイバー攻撃対処に関する態勢や要領を定めた規則²¹の整備、人的・技術的基盤の整備や最新技術の研究なども含めた総合的な施策を行っている。

参照 資料52(防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策)

3 サイバー攻撃対処に向けた取組

13(同25)年2月には、防衛副大臣を委員長とするサイバー政策検討委員会を設置し、諸外国や関係機関との協力、サイバー攻撃などへの対処を担う人材の育成・確保、防衛産業との協力、サプライチェーンリスク²²への対応などについて総合的に検討を行っている。14(同26)年3月には、日々高度化・複雑化するサイバー攻撃の脅威に適切に対応するため、「自衛隊指揮通信システム隊」の下に「サイバー防衛隊」を新編し、体制を充実・強化した。また、15(同27)年3月には、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資する情報収集装置を整備するとともに、今後、自衛隊の部隊がより実践的な訓練を実施するためのサイバー演習環境の整備など、所要の体制整備を行うこととしている。

一方、サイバー空間の安定的利用を防衛省・自衛隊のみによって達成することは困難である。特に、同盟国である米国との間では、共同対処も含め包括

19 「サイバーセキュリティ政策にかかる年次報告(2013年度)」(平成26年7月10日情報セキュリティ政策会議決定)による。

20 サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、15(同27)年1月に、「内閣官房情報セキュリティセンター」(NISC：National Information Security Center)から、「内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター」(NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity)に改組された。

21 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)などがある。

22 装備品の設計・製造・調達・設置段階において、装備品の構成部品などにコンピューター・ウィルスを含む悪意のある「ソフトウェア」を埋め込まれるなどのリスクをいう。

的な防衛協力が不可欠であることから、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG)を設置した。この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力などについて、3回にわたり会合を実施し、15(同27)年5月には今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。加えて、日米両政府全体の取組である「日米サイバー対話」への参加や、02(同14)年より議論を重ねてきた、防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」を通じ、米国と

の連携強化を一層推進していくこととしている。

さらに、シンガポール、ベトナムとの防衛当局間でITフォーラムを実施するとともに、英国、NATO、エストニア、韓国などとの間で、防衛当局間によるサイバー協議を設け、脅威認識やそれぞれの取組に関する意見交換を行っている。

また、13(同25)年7月にはサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」(CDC)を設置し、共同訓練などを通じて、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

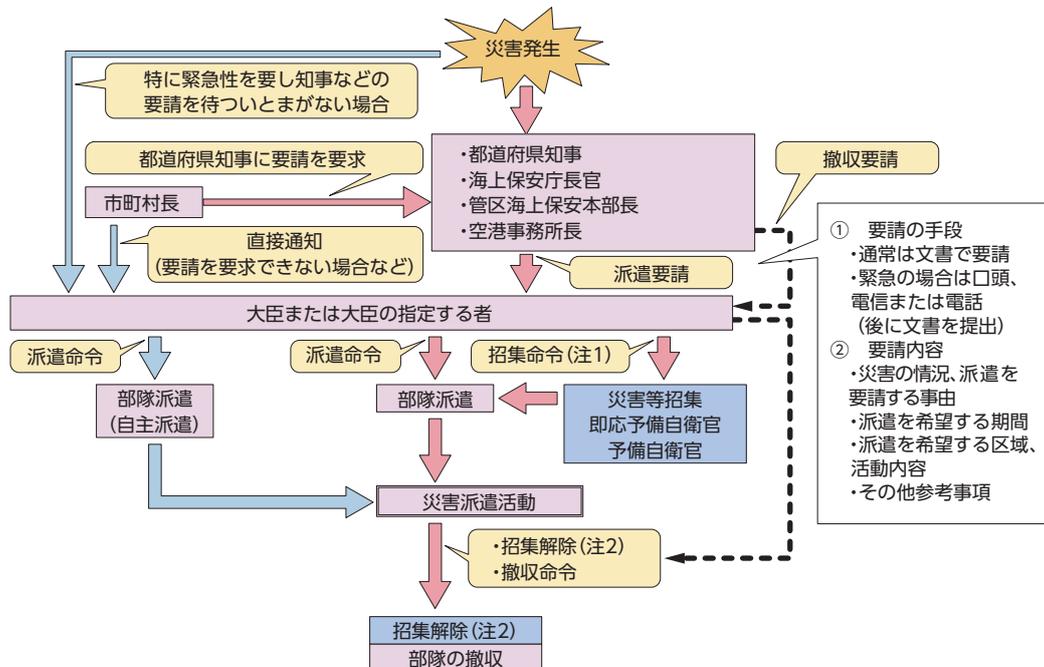
7 大規模災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。

1 災害派遣などの概要

災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣または指定する者へ部隊などの派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、事態やむを得ないと認める場合に派遣することを原則としている²³。これは、都道府県知事などが、区域内の災

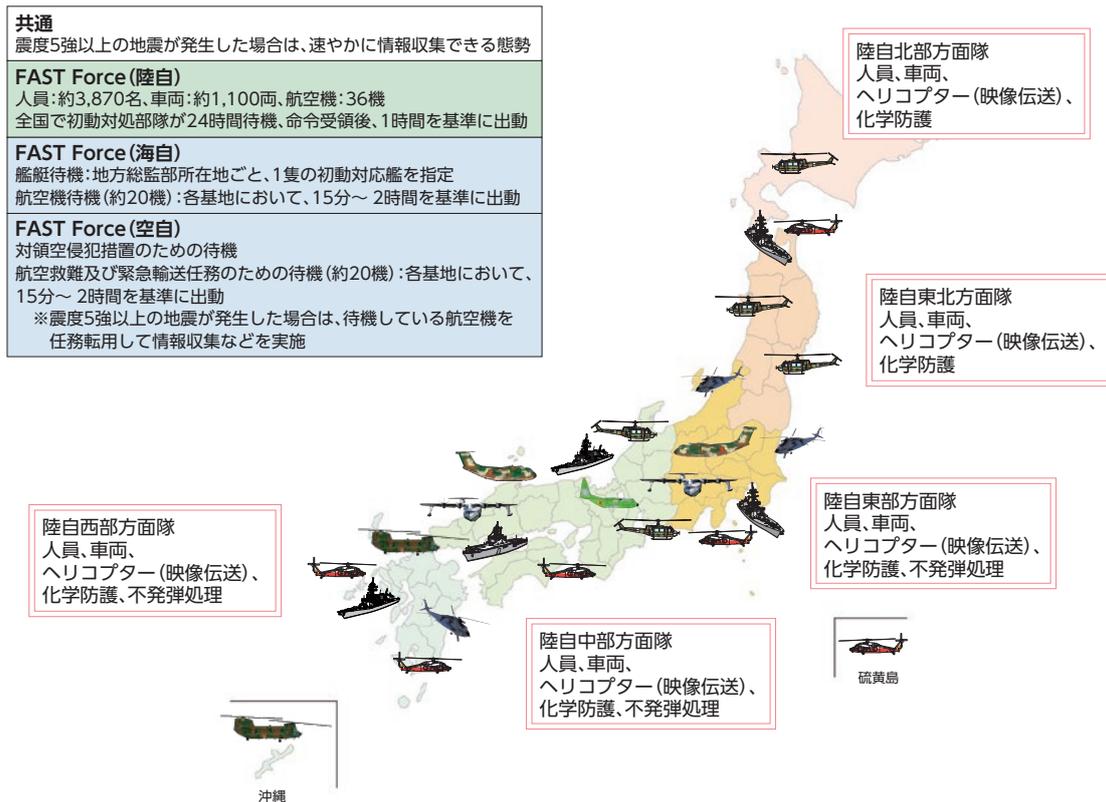
図表Ⅲ-1-1-10 要請から派遣、撤収までの流れ



(注1) 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、防衛大臣が、必要に応じて内閣総理大臣の承認を得て行う。
 (注2) 防衛大臣が即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること

23 海上保安庁長官、管区海上保安本部長および空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法に基づく権限を行使できる。②災害派遣では予備自衛官および即応予備自衛官に、地震防災派遣または原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

図表Ⅲ-1-1-11 災害派遣などにおける待機態勢（基準）



害の状況を全般的に把握し都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言²⁴または原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、防衛大臣は、地震災害警戒本部長または原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、派遣を命じることができる。

参照 図表Ⅲ-1-1-10（要請から派遣、撤収までの流れ）
 資料11（自衛隊の主な行動）、資料12（自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定）

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うための初動対処態勢を整えており、この部隊を「FAST-Force（ファスト・フォース）」と呼んでいる。

参照 図表Ⅲ-1-1-11（災害派遣などにおける待機態勢（基準））

2 防衛省・自衛隊の対応

(1) 自然災害への対応

ア 広島県広島市における人命救助にかかる災害派遣

14（平成26）年8月20日、広島県広島市安佐南区および安佐北区において、大雨の影響によって土砂災害が発生した。自衛隊は、広島県知事からの災害派遣要請を受けて、人命救助や行方不明



広島県土砂災害の災害派遣に従事する陸自隊員

²⁴ 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

者捜索を実施した。この災害派遣での派遣規模は、人員のべ約14,970名、車両のべ約3,240両、航空機のべ66機となった。

イ 御嶽山における噴火にかかる災害派遣

14(同26)年9月27日、御嶽山で噴火が発生し、自衛隊は、長野県知事からの災害派遣要請を受けて、自治体・警察・消防などと連携しながら、人命救助や行方不明者捜索を実施した。本派遣の規模は、人員のべ約7,150名、車両のべ約1,840両、航空機のべ298機に上った。



御嶽山噴火にかかる災害派遣に従事する陸自隊員

ウ 口永良部島における噴火にかかる災害派遣

15(同27)年5月29日、口永良部島で噴火が発生し、自衛隊は、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受けて、避難支援・情報収集を実施した。本派遣の規模は、人員のべ約430名、車両のべ約20両、航空機のべ44機に上った。

エ その他の自然災害

14(同26)年11月22日には長野県北部を震源とする地震が発生し、同年12月5日から6日にかけては徳島県で大雪となったため、それぞれ災害派遣に対応した。



能登沖災害派遣で救出にあたる空自救難ヘリ

図表Ⅲ-1-1-12 災害派遣の実績(平成26年度)

区分	件数	のべ人員	のべ車両(両)	のべ航空機(機)	のべ艦艇(隻)
風水害・地震など	13	50,522	8,239	560	0
急患輸送	407	2,239	0	442	0
捜索救助	17	1,457	271	36	0
消火支援	73	7,285	539	162	0
その他	11	4,764	572	32	0
合計	521	66,267	9,621	1,232	0

参照 図表Ⅲ-1-1-12(災害派遣の実績(平成26年度))

参照 資料42(災害派遣の実績(過去5年間))

(2) 救急患者の輸送など

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送している(急患輸送)。平成26年度の災害派遣総数521件のうち、407件が急患輸送であり、南西諸島(沖縄県、鹿児島県)や小笠原諸島(東京都)の離島などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害の場合については、海上保安庁からの要請に基づき海難救助を実施している。

さらに、状況に応じ、機動衛生ユニットを用いて重症患者をC-130H輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。

また、平成26年度の消火支援件数は、73件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。その内訳は、自衛隊の施設近傍の火災への対応が最も多



急患輸送に従事する空自隊員

く、平成26年度は54件であった。また、山林などの消火が難しい場所では、空中消火活動も行っている。

(3) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

15(同27)年1月15日には、岡山県笠岡市の養鶏場において、同年1月18日には、佐賀県西松浦郡有田町の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生し、自衛隊が各県知事からの災害派遣要請を受けて、鶏の殺処分などを行った。この災害派遣での派遣規模は、人員のべ約670名、車両のべ約100両となった。また、同年4月12日には、熊本県球磨郡の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生し、熊本県知事からの災害派遣要請を受けて、鶏の殺処分などを行った。この災害派遣での派遣規模は、人員のべ約880名、車両のべ約180両となった。

(4) 自衛隊が実施・参加する訓練

自衛隊は、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、平素から「自衛隊統合防災演習」をはじめとする各種防災訓練を行っている。また、地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方自治体などの関係機関との連携強化を図っている。

平成26年度は、東日本大震災から得られた災害対応に関する多くの課題などを防災訓練に積極的に取り入れ、大規模地震などの事態に際し、迅速かつ的確に災害派遣などを行うための能力を維持・向上することを目的として各種防災訓練を実施したほか、訓練に参加した。

参照 資料43(災害派遣にかかる主な訓練の実施および参加実績(平成26年度))

14(同26)年10月19日には、和歌山県が主催する津波災害対応実践訓練に参加し、南海トラフ地震対処における震災対処能力の向上を図った。在日米軍との連携においては、米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイ(V-22)により、沖合に待機する海上自衛隊の護衛艦「いせ」に傷病者を搬送する訓練などを実施した。また、同年11月6日には、



みちのくALERTにおける救出・救助の様子



リムパック14災害救助演習で負傷者を搬送する海自隊員

東北方面隊震災対処訓練「みちのくALERT2014」を東北全域で実施した。

(5) 東日本大震災への対応など

11(同23)年3月11日に発生した東日本大震災において、防衛省・自衛隊は、最大時には10万人を超す隊員を派遣して、被災者の救助に全力で取り組み、同年12月26日原子力災害派遣の終結にともない活動を終了した。また、12(同24)年9月から原子力規制庁に2名の陸上自衛官を出向²⁵させているほか、原子力防災訓練への参加などを通じて、関係機関との連携要領を検討するなどの実効性の向上に努めている。

3 災害対処への平素からの取組

(1) 自衛隊の各種対処計画および業務計画

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全

²⁵ 東日本大震災復興加速化のための第4次提言を踏まえ、原子力防災体制の強化にともない、14(平成26)年10月14日に内閣府(原子力防災担当)に異動(出向)となっている。

を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする態勢を整備している。その際、東日本大震災の教訓を十分に踏まえることとしている。

また、防衛省・自衛隊は、中央防災会議で検討されている大規模地震に対応するため、12（同24）年に策定した防衛省防災業務計画に基づき、各種の大規模地震対処計画を策定している。

(2) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、地方公共団体などとの平素からの連携の強化も重要である。このため、①自衛隊地方協力本部に国民保護・災害対策連絡担当官を設置、②自衛官の出向（東京都の防災担当部局）および事務官による相互交流（陸自中部方面総監部と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。15（同27）年3月末現在、全国46都道府県・220市

区町村に334人の退職自衛官が、地方公共団体の防災担当部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化する上できわめて効果的であり、東日本大震災においてその有効性が確認された。特に、陸自各方面隊は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報・意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

参照 資料44（退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況）



地方自治体の防災監として活躍する退職自衛官

8 ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

少数の人員による潜入・攻撃であっても、重大な脅威となり得るゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。ゲリラや特殊部隊により、わが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。

参照 資料11（自衛隊の主な行動）、
資料12（自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定）

ゲリラなどによる攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護ならびに侵入した部隊の捜索および撃破を重視して対応する。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立する。そのうえで、

ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させようとして、これを包囲し、捕獲または撃破する。

参照 図表Ⅲ-1-1-13（ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例）

2 武装作業員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装作業員²⁶などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応する。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊と警察との連携要領についての基本協定²⁷や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している²⁸。

26 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

27 防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」（54（昭和29）年に締結。00（平成12）年に全部改正。）

28 04（平成16）年には、治安出動の際における武装作業員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。

図表Ⅲ-1-1-13 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



警察と共同して検問の訓練を行う陸自隊員

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12(平成24)年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施²⁹するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

3 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学(NBC)兵器とその運搬手段および関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。95(同7)年の東京での地下鉄サリン事件³⁰などは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護などの派遣により、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害

29 12(平成24)年には伊方発電所(愛媛県)、13(同25)年には泊発電所(北海道)、美浜発電所(福井県)、14(同26)年には島根原子力発電所(島根県)、15(同27)年には東通原子力発電所(青森県)の敷地においても訓練を実施している。

30 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名(オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数)などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行う。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防

護隊などを保持するほか、化学科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

9 在外邦人等の輸送への対応

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から邦人などの輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をしたうえで、自衛隊法第84条の3(在外邦人等の輸送)に基づき、当該在外邦人等の輸送を行うことができる。その際、自衛隊は、派遣先国において輸送の対象となる在外邦人等を防護し、航空機・船舶・車両まで安全に誘導・輸送する。このため、陸自ではヘリコプター隊と誘導輸送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇(搭載航空機を含む)を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

13(平成25)年の法改正により、陸上輸送の手段に車両が追加され、防護性能に優れた輸送防護車などを導入している。

在外邦人等の輸送は、陸・海・空自の緊密な連携が必要となることから、平素から協同訓練を行っているのに加え、14(同26)年度、国内で初めてとなる統合訓練を実施した。また、15(同

27)年2月には、毎年タイで行われている多国間共同訓練(コブラ・ゴールド)における在外邦人等の輸送訓練で、外務本省や在タイ日本国大使館などの協力を得て、同大使館職員、その家族らとともに参加し、初めての海外における陸上輸送訓練を実施した。

参照 資料11(自衛隊の主な行動)、資料12(自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定)



コブラゴールド15の在外邦人等輸送訓練で、空自C-130H輸送機に邦人を誘導する陸自隊員

10 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

このような事態への対応は、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援すると

もに、打撃力の使用をともなうような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

参照 II部1章3節5(現行の関連する安全保障法制)、資料11(自衛隊の主な行動)、資料12(自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定)

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相³¹から、わが国に対する本格的な侵略が行われる場合には、まず航空機やミサイルによ

31 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。

図表Ⅲ-1-1-14 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管理能力を有する航空機
 (注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

る急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦³²は、空自が主体となって行う全般的な防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

参照 図表Ⅲ-1-1-14 (防空のための作戦の一例)

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土

に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。

周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処および周辺海域の防空からなる。これら各種の作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

参照 図表Ⅲ-1-1-15 (周辺海域の防衛のための作戦の一例)

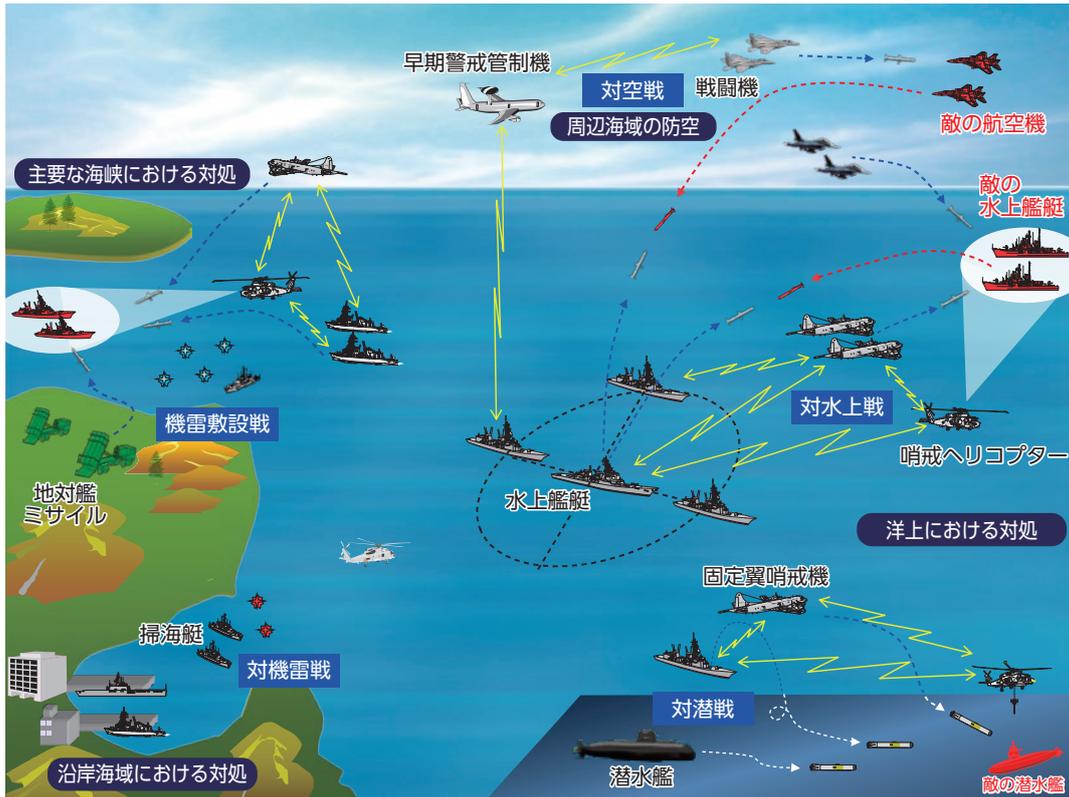
3 陸上の防衛のための作戦

島国であるわが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。陸上

32 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

図表Ⅲ-1-1-15 周辺海域の防衛のための作戦の一例



の防衛のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

参照 図表Ⅲ-1-1-16 (陸上の防衛のための作戦の一例)

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃事態があった場合、海上交通路は継戦能力の維持や米軍が来援する際の基盤となる。このため、海上交通の安全確保のための作戦は重要である。海上交通の安全確保のための作戦は、

わが国の周辺海域において行う場合と航路帯³³を設ける場合がある。

わが国の周辺海域において作戦を行う場合には、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせ、哨戒³⁴、船舶の護衛、海峡・港湾の防備などを行う。航路帯を設けて作戦を行う場合には、設定した航路を継続的に哨戒し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる妨害を早期に発見してこれに対処するほか、状況により、わが国の船舶などを直接護衛する。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空(対空戦)は護衛艦が行い、状況により、戦闘機などの支援を受ける。

11 その他の対応

1 周辺事態への対応

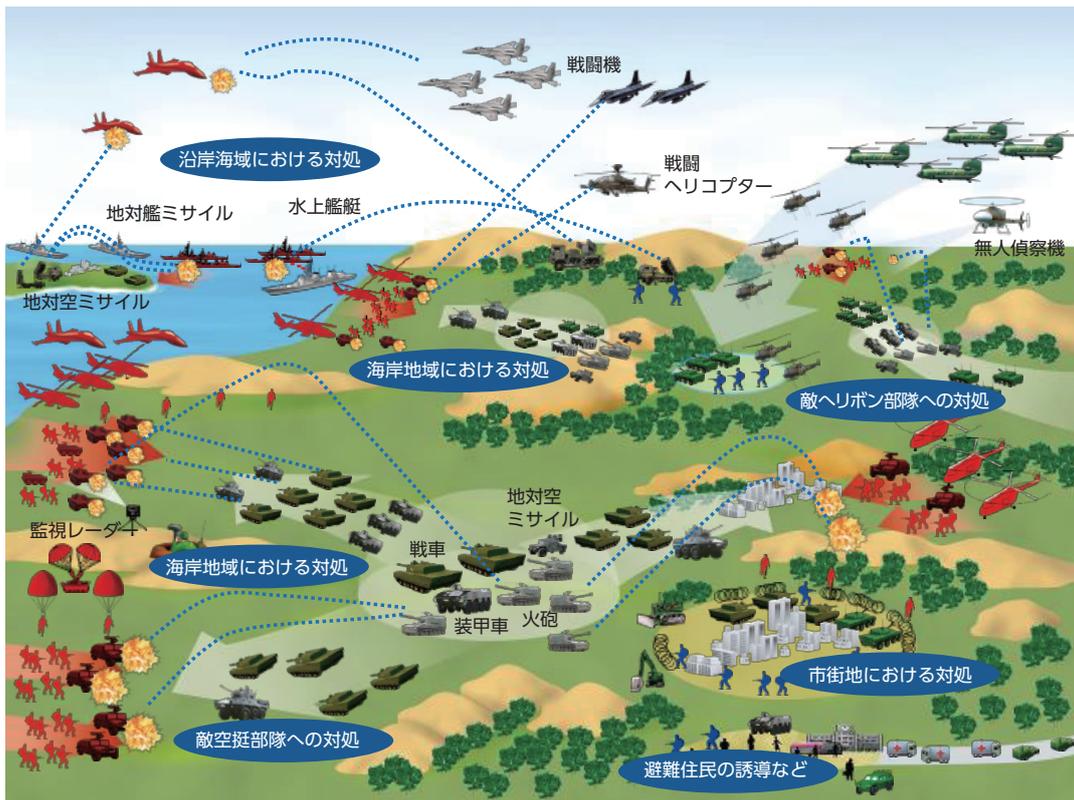
防衛省・自衛隊は、周辺事態に際して、周辺事

態安全確保法や船舶検査活動法に基づき、後方地域支援としての物品・役務の提供や後方地域捜索救助活動、船舶検査活動を行うこととしている。

33 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

34 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

図表Ⅲ-1-1-16 陸上の防衛のための作戦の一例



参照 資料11（自衛隊の主な行動）、資料12（自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定）

2 軍事情報の収集

情勢の推移に応じて的確に防衛政策を立案し、また、各種事態への対処において防衛力を効果的に運用するためには、わが国周辺などにおける中長期的な軍事動向を把握するとともに、各種事態の兆候を早期に察知することが必要である。このため、防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段による情報の迅速・的確な収集に努めている。

防衛省・自衛隊による具体的な情報収集の手段としては、

- ① わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析

- ② 高分解能商用衛星画像データの収集・解析³⁵
- ③ 艦艇・航空機などによる警戒監視
- ④ 各種公刊情報の収集・整理
- ⑤ 各国国防機関などとの情報交換
- ⑥ 防衛駐在官などによる情報収集などがあげられる。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、情報能力の強化が一層重要な課題となっていることから、防衛省は、現在、収集・分析・共有・保全などの全ての段階における情報能力の総合的強化を図っている。具体的には、各種情報を融合して情勢を視覚化するなどによる地理空間情報の高度な活用、教育課程の統合・強化などによる能力の高い分析官の確保、アフリカへの派遣などによる防衛駐在官の派遣体制の強化などを進めることとしている。

³⁵ なお、わが国独自の画像情報収集能力を強化するため、現在、内閣衛星情報センターにおいて5機の情報収集衛星を運用中であり、防衛省においても、情報収集衛星から得られる情報を適切に活用している。

解説 防衛駐在官について

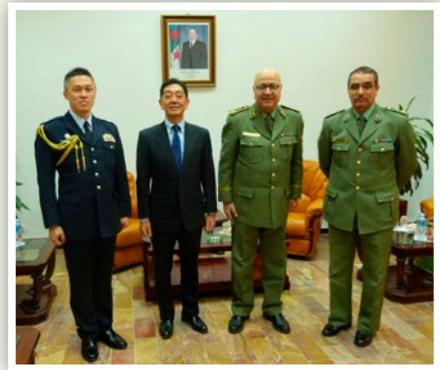
防衛駐在官は、諸外国の日本大使館などに駐在し、軍事情報の収集、駐在国との防衛協力にかかる調整などの任務にあっている。防衛駐在官は、駐在国の軍・国防当局や他国の駐在武官から、「国防」という任務を共有する軍同士の間信頼関係に基づき、様々な情報を入手することができる。

安全保障環境が一層厳しさを増している中、軍事情報を適時に収集する重要性は高まっており、また、わが国と各国との防衛協力は、装備協力も含めて、質量共に拡大していることから、防衛駐在官に期待される役割はますます高まっている。そのため、防衛省は防衛駐在官の派遣体制の強化に取り組んでいる。

昨年度、防衛省は、在アルジェリア邦人に対するテロ事件も踏まえ、アフリカに関する情報収集能力の強化を図るため、アフリカ7か国（アルジェリア、エチオピア、ケニア、ジブチ、ナイジェリア、南アフリカ、モロッコ）に防衛駐在官を新規に派遣した。また、アフリカに関する情報を幅広く有している欧州3か国（英国、ドイツ、フランス）に防衛駐在官1名の増員を行った。

さらに、現在、防衛省は、外務省と共にシリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ、中東地域における防衛駐在官の派遣体制強化を検討している。

防衛駐在官は、防衛省から外務省に出向のうえ、諸外国に派遣されるが、外務事務官の身分と併せて自衛官の身分も保有する。これにより、外交一元化の原則を維持しつつ、外務省と防衛省が緊密に連携できる仕組みが確保されている。平成27年3月31日現在、防衛省は40大使館および2政府代表部に合計58名の防衛駐在官を派遣している。



今年1月にアルジェリアに新規派遣された防衛駐在官

解説 きずなを「紡ぐ」～連絡官の派遣と受入れ～

現代の国際社会において、私たちが平和で安定した暮らしを維持していくためには、わが国と同じ価値観を持つほかの国々との協力が必要であり、そのための有効な手段となるのが人的交流である。自衛隊では、諸外国に所在する日本大使館などに防衛駐在官や警備官を派遣しているほか、自衛官を連絡官として協力関係にある諸外国に派遣し、お互いの情報を交換・共有するとともに、共同訓練の調整など様々な業務に従事させている。

海上自衛隊では、米海軍兵学校や米海軍作戦本部などへ連絡官を派遣するとともに、海上自衛隊幹部候補生学校へ米海軍から連絡士官を迎えている。さらに本年2月からは、米国以外の国として初めて英海軍の連絡士官を受け入れた。英国は、わが国と同様に「海」に国家の発展を依存する海洋国家であることから、共通の価値観を有しており、米国と同様に大切なパートナーである。今回の連絡士官の受け入れは日英の情報交換および連携強化に大いに資するものである。

わが国の平和と安定を一層確かなものにするため、連絡官はいまこの時も異国の空の下で、小さくはあるが強く堅いきずなを着実に紡いでいる。



記念艦三笠（旧戦艦三笠）（横須賀市）を研修する自衛艦隊司令官と英海軍初となる同司令部への連絡官